

平成21年5月20日（水）

於・虎ノ門パストラル 新館5階「ミモザ」

水産政策審議会 第42回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会第42回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成21年5月20日 午後1時30分

閉会 平成21年5月20日 午後2時56分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥野 恒太郎	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久
	東村 怜子	福島 哲男	宮原 邦之	森川 良子
	安元 杏			

特別委員	市山 亮悦	今村 博展	熊谷 拓治	嶋野 勝路
	島貫 文好	高橋 健二	中田 邦彦	八木田和浩
	米田 清			

3 水産庁側出席者

山下水産庁次長	本村資源管理部長	宮原資源管理部審議官
木實谷管理課長	木島資源管理推進室長	長谷沿岸沖合課長
長畠遠洋課長	香川漁場資源課長	

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	(諮問事項)	
	①諮問第160号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する 省令について	2
	②諮問第161号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規 定に基づく基本計画の検討等について	2
	(審議事項)	
	①期中改定ルールの検討について	14
	(報告事項)	
	①まいわしの都道府県「若干」配分の管理について	20
	②第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	22
	③漁船漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	25
	(その他)	26
3	閉 会	27

1 開 会

○木實谷管理課長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第42回資源管理分科会を開催させていただきます。

委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中9名、全員の方に御出席いただいておりますので、定足数を満たしております、本日の資源管理分科会は成立していることを報告させていただきます。

審議に入ります前にお手元の資料を確認させていただきます。

初めに議事次第がございまして、次に資料一覧という紙がございまして、資料1が資源管理分科会の委員等の名簿、資料2が「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、資料3が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づく基本計画の検討等について」というものでございまして、その後に諮問文がついてございまして、「別紙」として新旧対照表がございまして、その後に枝番のついた資料3-1、3-2、3-3とございまして、その後に1枚紙の「参考」という紙がございまして、その後に「参考資料」としまして、20年度の資源評価結果についてというものがございまして、その後に、資料3-4としまして、やりいか、TAEの変更と記した文書がございまして、それから、資料4としまして、期中改定の基本ルール（案）というものがございまして、それから、資料5が「まいわしの都道府県「若干」配分の管理について」、資料6が「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、その後に資料7-1と7-2として1つにとじていますけれども、漁船漁業構造改革総合対策事業の進捗状況等についてということでございまして。

資料については以上でございまして、おそろいでしょうか。何か不足がございましたら御連絡いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(諮問事項)

①諮問第160号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

②諮問第161号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 それでは、本日の審議に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が2件、審議事項が1件、報告事項3件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、早速諮問事項に入りたいと思います。

諮問第160号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○長嶋遠洋課長 水産庁遠洋課長の長嶋でございます。

では、まず諮問文を読み上げさせていただきます。

21水管第311号

平成21年5月20日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令
について (諮問第160号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の一部を改正する省令を定めたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第6項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

座って説明させていただきます。

では、1枚めくっていただきまして2枚目に説明がございますので、ごらんいただきながら説明を申し上げたいと存じます。

まず、今回の改正の背景についてでございますが、昨年11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会、I C C A Tにおきまして、大西洋くろまぐろの漁獲量の3割削減、これは2年かけてでございます。また、12月の中西部太平洋まぐろ類委員会、W C P F Cにおきまして、メバチ漁獲量の3割削減、これは3年かけてでございますけれども、これが合意されてございます。このため、我が国は、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業に対しまして、国際漁業再編対策について、これは平成元年12月22日に閣議了解を受けたものでございますけれども、それに基づきまして本年1月30日に基本方針を公表しました上で、国際漁業再編対策、いわゆる国際減船の対策を講じたところでございます。今後これら遠洋及び近海のまぐろはえ縄漁業を適切に管理いたしまして、特に中西部太平洋、W C P F Cのメバチの漁獲量3割削減を着実に履行することが求められている状況でございます。

また、大西洋、I C C A Tにおきましては、昨年11月の年次会合で新たな国別割当量や禁漁期の追加などを盛り込んだ大西洋くろまぐろの保存管理措置などが一部改正されたところでございまして、これらを確実に履行するため、関係国内法令の改正が必要となっております。

次に、改正の概要について御説明いたします。

まず1つ目に、W C P F C、中西部太平洋におけます規制に関しまして、漁業の方法の変更について許可が必要な漁業に近海かつお・まぐろ漁業を追加するというものであります。

漁業法第61条におきましては、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶につきまして、その船舶の総トン数を増加し、又は操業区域その他の農林水産省令で定める事項を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされております。

現在、同条に基づきまして農林水産省令で定めます農林水産大臣の許可をする事項といたしましては、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第8条におきまして、まず操業区域、操業期間、そして漁業の方法などが定められておりますけれども、現時点で、漁業の方法につきまして、農林水産大臣の許可を要するという漁業は4つございます。沖合底

びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業又は遠洋かつお・まぐろ漁業に限られてございます。近海かつお・まぐろ漁業につきましては、漁業者サイドからの書換え申請のみで漁業の方法を変更することが可能となっております。なお、この漁業におけます漁業の方法は、釣りと浮きはえ縄の2種類となっております。

一方、先ほど御説明いたしましたとおり、中西部太平洋、WCPFCにおきましては、はえ縄漁業にかかりますメバチの保存管理措置として漁獲量の削減が合意され、このことを踏まえまして、漁獲圧力の削減のため、今回の国際漁業再編対策によります浮きはえ縄を用いる近海かつお・まぐろ漁業にかかる漁船の隻数の削減を行ったところであります。

これに関しまして、漁船の隻数の削減を浮きはえ縄につきまして行ったにもかかわらず、近海かつお・まぐろ漁業者の中におかれて、釣りから浮きはえ縄に漁業の方法を変更して、メバチを漁獲しようとする漁船の隻数の増加を認めました場合には、隻数の削減によります漁獲圧力の削減の効果も減殺され、そしてWCPFCの保存管理措置の履行も困難となるおそれがありますことから、申請により漁業の方法の変更が容易に可能となっております現行の制度を改め、遠洋かつお・まぐろ漁業と同様に近海かつお・まぐろ漁業につきましても、大臣の許可を必要とするものに改正するというものであります。

蛇足でございますけれども、釣りのほうの主対象魚種はかつおという状況でございます。2点目でございます。

これは、大西洋まぐろ類保存国際委員会、いわゆるICCAT年次会合におきまして合意されました保存管理措置の一部改正に伴う改正でございます。

内容は2つございます。

現在西大西洋海域以外の大西洋の海域、いわゆる東大西洋におきまして、10キログラム以上30キログラム未満の小型のくろまぐろを採捕する場合、その漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけますくろまぐろの総漁獲尾数の8%まで認められておりますけれども、これを昨年11月のICCATの決定に従いまして、5%までに改正するものであります。

大西洋に関します2点目といたしまして、大西洋の一部の海域、北緯42度の線以北、西経45度の線以東、西経10度の線以西の大西洋の海域でございます。地図は載せてございません。申しわけございませんけれども、イベリア半島、ポルトガルとスペインの境の少し西側の沖を南の端といたしまして、東の端はアイルランドの少し西側の沖を通る経線に囲まれるような東大西洋の水域でございますけれども、この水域につきまして、毎年2月1日から同年3月31日までの間、はえ縄漁業について禁漁期が設けられましたことから、同

期間、同海域におけます遠洋かつお・まぐろ漁業の操業を禁止する事項を追加するという
ものでございます。

なお、これらの改正事項の改正の期日といたしましては、7月15日を考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第160号につきましては、原案どおり承認していただいた
ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第161号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づ
く基本計画の検討等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。よろしくお願いいたします。

諮問第161号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について」の御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料3が今回の諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

21水管第361号

平成21年5月20日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に

基づく基本計画の検討等について（諮問第161号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定
に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成20年11月14日公表。以下
「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定
に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

今回の諮問内容でございますけれども、大きく4点でございます。うち、3点はTACにかかるもの、残りの1点はTAE、漁獲努力可能量にかかるものでございます。

TACにかかる3点のうちの第1点目が20年漁期のまさばとごまさばの宮崎県への追加配分でございます。

2点目が、21年漁期のまさば及びごまさばのTACの設定及び配分についてでございます。

3点目が、21年漁期のずわいがにのTACの設定及び配分についてでございます。

そして、TAE、漁獲努力可能量については、21年漁期、やりいかの漁獲努力可能量の変更についてというのが4点目でございます。以上の4点について御審議いただくものでございます。

順次説明させていただきます。

まず第1点目の20年漁期のまさば及びごまさばの追加配分についてでございます。これにつきましては、知事管理漁業におけますTACの調整枠からの追加配分でございます。今回は宮崎県への追加配分でございます。資料3-1の3ページ目のグラフをごらんいただきたいと思っております。数量配分しております都県の漁獲の状況がグラフにされております。一番上でございますのが今回追加配分をしたいと考えております宮崎県にかかる部分でございます。漁獲状況でございますけれども、赤線が今漁期の漁獲の状況でございますけれども、特に現在2歳魚に当たります2007年生まれ群の来遊状況が良好ということで、中型まき網による漁獲が好調に推移しているということでございます。特にこの3月から4月の漁獲が同じように2～3歳魚を好調に漁獲しました平成17年及び18年の漁期を上回るようなペースとなっているということでございます。各都県の今漁期の漁獲量の推移を眺めていただきますと、宮崎県海域に好漁場が偏って形成されているというふうに判断されるということでございますので、過去の漁獲実績シェアに基づいて当初配分しておりますけれども、それを実際の漁獲の状況に応じて今度調整を行いたいというものでございます。

宮崎県の今後の漁獲の見込みにつきましては、黒潮の離岸状況などから引き続き海況が

さば類の来遊に好条件となることが予想されておりまして、また平成17年、18年漁期の5～6月の漁獲の傾向からも今後も引き続き高い水準での漁獲が見込まれるということでございまして、この資料3-1の1ページ目の宮崎県のまさば及びごまさばの欄でございませうけれども、現行1万3000トンに6000トンを追加配分いたしまして、1万9000トンにしたいという案でございませう。

なお、今漁期の数量配分県全体の最終的な採捕の見込みでございませうけれども、昨年7月からことし3月までの実績を過去5年ペースで引き延ばして計算してみますと、およそ11万7000トンというふうになりまして、当初配分では数量配分県に対して15万4000トンを配分してございませうので、その範囲内には十分おさまるといふ見込みになっているところだございませう。

続きまして、2点目の21年TACのさば類について御説明したいと思ひます。資料3-3をごらんいただきたいと思ひます。

3-3の1ページのさば類の欄でございませう。まず中期的管理方針の欄に書いてございませうように、まさばの太平洋系群につきましては、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあるとは認められないことから、資源回復計画に基づき優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとする。

ごまさばの太平洋系群につきましては、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて、我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとするというふうにされているわけだございませう。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。さば類の資源評価の結果でございませう。各系群ごとに漁獲シナリオの異なる複数のABCが提示されているところだございませう。この中から今回設定するTACのベースとしてどのABCを採用するかということだございませうけれども、それにつきましてはただいまのさば類の中期的管理方針に即しまして、まず、まさばの太平洋系群につきましては、黄色で塗ってございませうけれども、③の親魚量の増大、10年でBlimitへ回復ということだございませうので、ここの21年漁期、漁獲量の欄にございませうけれども、18万6000トンというABCを採用したいということだございませう。そ

れから、対馬暖流系群につきましては、親魚量の維持シナリオ、⑤でございますけれども、ここの10万7000トン。括弧内というのは我が国200海里水域の相当分という数字でございますけれども、この10万7000トンをとりたい。

それから、ごまさばにつきましては、太平洋系群につきまして、③の親魚量の維持、漁獲量の増加シナリオとして9万4000トンを選択したいと考えております。それから、ごまさばの東シナ海系群につきましては、②の現状の親魚量の維持というシナリオで括弧内の7万9000トンというのを選択いたしたいということでございます。

1ページに戻っていただきますと、これらを合意しますと、46万6000トンというのが選択したABCの合計値になりまして、これを21年TACの数値にいたしたいというものでございます。

なお、21年漁期より、直近までの漁獲状況等を踏まえることができるように、TACを漁期開始前までに設定するというので、今回まで時期を引き延ばしてきているわけでございますけれども、最近までの漁獲状況などの情報では、昨年9月時点で資源評価をしておりますけれども、そのときから大きく変化しているとは認められないということで、今回は昨年9月公表の当初ABCをTACのベースとして採用したいということでございます。

資源の詳しい状況につきましては、昨年11月の当分科会で詳細な説明を行っておりますので、今回は省略させていただきますけれども、参考資料として前回の配布資料をお配りしておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

また、今後状況に応じまして新たな状況に基づいて資源の再評価を行って、その結果を踏まえて期中改定を行うということはあるものでございます。

なお、この1ページの備考の下の欄の注にございますとおり、漁場の形成状況が毎年大きく変化することに対応しまして、配分量が不足する県等に対する追加配分を可能とするための調整枠というのは、20年漁期まではTACの内数として設定しておりましたけれども、21年漁期からは設定しないということにしております。

したがって、調整が必要となった際には、採捕の総量が当初のTACでございます46万6000トン以内になるようにするということを目安にして、TACの改定と同時に関係する配分量の改定を行うということにいたしているところでございます。これにつきましては後ほどの別の議題の期中改定ルールの中でまた御説明いたしたいと思います。

次に、さばのTACの配分でございますけれども、資料3-2をごらんいただきたいと思います。

思います。その2ページ目にございますとおり、大臣管理分といたしまして、大中型まき網漁業に26万8000トン、また都道府県管理分として3ページ目にありますとおり、それぞれ配分するというございます。

なお、4月22日に東京で漁業者、流通、加工業者などの参加のもとにTAC設定に関する意見交換会というのを公開で開催しております。そのほかにパブリックコメントも実施しております。

TAC設定に関する意見交換会の中では、資源状況が変化していることが明らかとなった場合に、速やかに期中改定の手続を行ってほしいというような意見が出されたところございます。この点につきましては、後ほど審議いただきます期中改定ルールにのっとり、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

また、パブリックコメントにつきましては、意見は出てこなかったということございます。紹介させていただきます。

それでは、TAC設定の2点目のずわいがにの21年TACについて御説明させていただきます。資料3-3の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、ずわいがにのTACにつきましては、5つの系群に分かれておりますので、系群ごとに御説明したいと思ひます。

まず、西部日本海系群ございますけれども、この資料の3ページ目の中期的管理方針というところございますとおり、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう管理を行うものとするというふうにされているところございます。

次に、4ページ目をごらんいただきますと、資源評価結果が載っております。この系群については3つのシナリオによるABCが算定されているわけございます。このうち、今回TACのベースといたしましては、先ほどの中期的管理方針を踏まえまして、安定的な漁獲量の継続に留意するというございますので、③の漁獲量の維持シナリオ、これの4700トンを選択いたしたいと考えております。そして、TACはこれと同数の4700トンとするものございます。

なお、ずわいがににつきましても、先ほどのさば類と同様に最近までの漁獲状況などの情報から、昨年9月時点の資源評価からは大きく変化しているとは認められないということございますので、昨年9月公表の当初ABCをTACのベースとしておりますけれども、今後状況に応じて新たな情報に基づいて資源の再評価を行って、その結果を踏まえて、

期中改定を行うことはあり得るものでございます。

それから、このTACの配分でございますけれども、資料3-2の4ページ目に地図が載っております。この系群と次に説明します北部日本海系群につきましては、関係漁業者の合意に基づきまして、漁獲状況に応じて大臣管理と都道府県の配分を見直す財源としまして、TACのうち7%を留保枠としておくということになっておりますので、本系群の配分といたしましては、TACが4700トン、うち留保枠は329トン、大臣管理量が3629トン、知事管理量として742トンを配分するものでございます。

次に、北部日本海系群について御説明します。もう1度、資料3-3の3ページに戻っていただきたいのですが、中期的管理方針につきましては、先ほどの西部日本海系群と同様にされているわけでございます。

そして、4ページ目に資源評価結果が載っておりますけれども、これについても3つのシナリオによるABCが算定されております。このうち、TACのベースとしましては、加入量等の情報が明らかでないために、将来予測が行われていないわけでございますけれども、資源は高水準にあるということで、漁獲圧を抑制する必要はないというふうに考えられますので、漁獲圧を現状程度に維持するABCとしまして、②の現状の漁獲圧の維持シナリオ、310トンをベースといたしたい。そして、TACはこれと同数の310トンというふうにするものでございます。

このTACの配分につきましては、先ほどの資料3-2の4ページの地図をごらんいただきたいと思っております。本系群の配分としましては、TAC310トンのうち、留保枠が7%で22トン、大臣管理量として25トン、知事管理量として263トンを配分するものでございます。

次に、北海道西部系群でございますけれども、資料3-3の3ページの中期的管理方針では、これも日本海系群と同様にされているところでございます。この系群の資源評価結果につきましては、4ページ目の表下の※印のところにありますとおり、この系群と次のオホーツク海系群というのがございますけれども、これらにつきましては、既存の情報からは資源量の算定が困難なことから、定量的な評価は行っていないところでございます。本系群のABCとしましては、参考値といたしまして、現状の漁獲量の維持シナリオとして43トンというふうにされておりますので、TACのベースとしましてもこれを採用して、TACはこれと同数の43トンというふうにいたしたいと考えております。

このTACの配分につきましては、先ほどの資料3-2の4ページの地図をごらんいた

だきたいと思います。本系群の配分としましては、TAC43トンすべて知事管理量として配分するものでございます。

次に、オホーツク海系群でございますけれども、資料3-3の3ページ目に戻っていただきまして、中期的管理方針では、ロシア共和国連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて、我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものというふうにされているところでございます。

資源評価結果につきましては、4ページにございまして、先ほどの北海道西部系群と同じ理由で、定量的な評価は行われておりませんで、参考値として2つのABC、530トン及び690トンが算定されているところでございます。

一方、TACのベースといたしましては、先ほどの中期的管理方針を踏まえまして、ロシア水域とのまたがり資源でありますことから、最大の来遊状況にも対応できるように、過去5年の最大漁獲量でございます平成15年の924トンをベースに、TACは端数を切り上げた、1000トンというふうにするものでございます。このTACの配分につきましては、また資料3-2の4ページの地図をごらんいただきたいと思います。TAC1000トンのうち、関係漁業者の合意に基づく配分としまして、大臣管理量に875トン、知事管理量に125トンを配分するものでございます。

それから、最後に、太平洋北部系群でございますけれども、資料3-3の3ページ目の中期的管理方針は先ほどの日本海系群と同様に、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとするというふうにされているところでございます。

資源評価結果につきましては、4ページに3つのシナリオによりますABCが算定されております。このうち、TACのベースといたしましては、加入量等の情報が明らかでないために、十分な将来予測が行われていないわけでございますけれども、資源は中位水準で増加傾向にあることから、漁獲圧を抑制する必要はないというふうに考えられますので、漁獲圧を現状程度に維持するABC、②の現状の漁獲圧の維持シナリオ、366トンを選択いたしたいというふうに考えておりまして、TACは端数を切り上げた370トンというふうにするものでございます。このTACの配分につきましては、また資料3-2の4ページの地図でございますけれども、TAC370トンのうち、大臣管理量に336トン、知事管理

量に34トンを配分するものでございます。

以上、ずわいがに5系群について御説明いたしましたけれども、これらを合計いたしますと、資料3-2の2ページにありますとおり、全体で6423トン、このうち大臣管理分が4865トンというふうになりまして、知事管理分への配分は3ページ目にありますとおりになっているところでございます。

なお、4月22日に東京で漁業者、流通、加工業者などの参加のもとにTAC設定に関する意見交換会を公開で開催いたしまして、またパブリックコメントも行っておりますけれども、特段の意見は出されておられませんので、御報告させていただきます。

それから、第4点目でございます。平成21年のやりいかのTAE、漁獲努力可能量の変更についてでございます。

TAEにつきましては、これまで何度か御説明させていただいていると思っておりますけれども、資料3-4の紙にございますとおり、TAC制度と同じように、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定された漁獲努力量の総量管理制度でございます。管理にかかる手続につきましては、TAC制度と同様でございます。第2種特定生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めます。

また、TAEは、採捕行為そのものを規制するものでございますので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されるということで、期間、海域を定めて管理するというふうにいたしております。TAEで管理する漁獲努力量は統一的に操業隻数と操業日数の積でございます。具体的にはTAE制度は資源回復計画と一体とした運用を行うということにいたしております。すなわち、資源回復計画の中で漁獲努力量を削減するわけでございますけれども、漁獲努力量を削減する部分以外で漁獲圧力が高まることのないように、漁獲圧力が強まる可能性が高い部分に対して漁獲努力量の上限を設定するという運用を行っているわけでございます。

本題のやりいかのTAEの変更についてでございますけれども、やりいかににつきましては、やりいか太平洋系群資源回復計画に基づきまして、沖合底びき網漁業の減船によって漁獲努力量の削減を行っております。漁獲圧力が強まる可能性の高い盛漁期にTAEを設定しておりましたけれども、本年やりいかの太平洋系群資源回復計画につきましては、回復目標を達成したということで終了いたしました。そして、関係する漁業も1漁業者、1カ統のみとなっております。盛漁期におきましても漁獲圧力が強まる可能性は危惧されないということで、平成21年のやりいかのTAEにつきましては、その設定はしないと

いうことにさせていただきたいと思います。

第4点目が21年やりいかのTAEの変更についてでございます。

以上、諮問第161号にかかる説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

4項目について御説明いただきました。

まず、第1点目は、20年漁期のまさば、ごまさばの追加配分ですね。これは宮崎県にプラス6000トンするというのですが、トータルとしては予想漁獲量が当初設定枠を超えないということです。

第2点目は、21年漁期のまさば、ごまさばのTACの設定とその配分であります。これは9月の当初ABCと変更はないということでございます。

それから、第3点目は、21年漁期のずわいがにのTACの設定ですが、これも5系群、それぞれについてTACの設定について御説明いただきました。これも9月の当初ABCと変更なしということでございます。

それから、第4点目は、やりいかのTAEについて御説明がありました。21年漁期にはTAEの設定はしないという御報告であります。

何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

八木田委員、お願いします。

○八木田特別委員 八木田です。

1点目と2点目にまたがる話なのですが、20年度のまさばとごまさばの都道府県に対する配分と、資料3-1ですね。資料3-2の21年の都道府県に対する配分案というところで、これを比較してみますと、まさばとごまさばのところ各都道府県によって若干前年度と違うのですが、宮崎県の部分が20年度に1万3000だったものが1万9000で、6000トンふえたということで、この21年度を見ますと、宮崎県は1万1000トンということなのですが、この辺の関係はどうなっているのか、説明していただければと思います。

○木島資源管理推進室長 私のほうから御説明したいと思います。

今回の宮崎の追加配分につきましては、突発的に魚群が形成されたということで、機動的に追加するというところでございます。ただ、この実績に関しましては、現在3年ごとに各都道府県のシェア配分を行っておりまして、前年の実績はとりあえず認めないというこ

とになっております。ですから、来年の宮崎の当初の配分については、従来のシェアでやることで1万1000トンということでございます。

○八木田特別委員 わかりました。

○櫻本分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第161号につきましては原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、諮問第160号、諮問第161号について答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答申書。21水審第5号。平成21年5月20日。農林水産大臣 石破 茂 殿。水産政策審議会会長 山内皓平。

平成21年5月20日に開催された水産政策審議会第42回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記。諮問第160号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」。諮問第161号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」。

〔答申書手交〕

(審議事項)

①期中改定ルールの検討について

○櫻本分科会長 それでは、次に審議事項に入りたいと思います。

期中改定ルールの検討について、説明をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしく願いいたします。

資料4をごらんいただきたいと思います。漁獲可能量期中改定の基本ルールについてということで、これは前回も簡単に御説明した件でございます。今回御審議していただいて御了解いただいた場合には、ホームページに載せると同時に、関係団体、都道府県につい

でもお示ししたいと考えております。

まず、漁獲可能量の期中改定、これは今までも何回かやってきた経緯がございますし、また今回も宮崎に対してさばを追加配分する。期中で改定をするということになったわけでございますけれども、今回3つのパターンを基本的な考え方として決めていきたいと思っております。

まずケースの1でございますけれども、資源全体が変わっていて、新たなデータに基づきました資源再評価を踏まえて、TACの全体を見直していこうという場合がございます。

それから、2つ目に、これは今回の宮崎で行うこととなったものがございますけれども、都道府県への配分につきまして、漁場形成の変化に応じて追加の配分を行うという場合がございます。

それから、3つ目が、例えばロシア水域なりに主たる生息水域があって、そのしみ出し資源を使っている場合で、そのしみ出しの状況が極めていいという場合に漁獲可能量、配分量を見直そうという場合がございます。

この3つのパターンに分けて、それぞれ具体的にどのように行っていくのかというのが、その次のページをごらんいただきたいと思っております。

まず全体のTACの見直しでございます。この場合にはABCを再算定して、つまり資源状況が変わっていますよと。ですから、漁獲可能量を見直していくということでございますので、このABCの再算定に当たっては、当然ながら資源の再評価というものがなければならぬわけでございます。この資源の評価につきましては、おおむね9月ごろに水研センターのほうから出されて、公表が行われるわけでございます。この9月ごろの公表される再算定の結果を踏まえて、資源の漁獲可能量の再評価、見直しを行おうということに考えております。

また、この場合には、ABCが当然幾つか出てくるわけでございますけれども、どのABCを用いるかということについては、従来の考え方を踏襲するということにしたいと思っております。また、このような期中改定については、漁業経営の影響なども考えますと、年に1回を原則としたい。また、漁期年の最終月の改定は行わないということにしたいということでございます。

それから、都道府県への漁場形成に応じて追加配分する場合のケース2の場合でございます。これは基本的には浮魚類を対象として考えたいということでございます。

手続につきましては、まず漁場形成の偏りが非常に従来と異なっているということにつ

きまして、都道府県から見直してもらいたいというふうな連絡を得た上で手続に入るということでございます。具体的にそのような連絡があった場合には、漁獲の状況、これは過去5年間の実績などを用いまして、その上で期間ごとの比率を算出し、関係都道府県の意見を聞いた上で配分量の見込みを出していくということでございます。

その場合に、今回の場合もそうございましたけれども、各都道府県すべてについての、また大臣分もすべてについての全体の見込み数量を出します。その上で、それをすべて足し合わせて、当初の漁獲可能量を超えないということがわかりましたら、追加配分を行いたい。すなわち、全体、各都道府県の非常に地域的な問題で漁場が形成されて、漁獲が行われたということで、漁獲状況が極めてよくなったということでございますので、資源全体が変わっていないということを確認した上で、この追加配分を行いたいということを考えております。

それから、ケース3でございます。先ほど申しましたように、例えばすけとうだらのオホーツクのものですとか、外国の水域に主たる資源があるという場合でございます。これらにつきましては、我が国水域に非常に大量の来遊が来ているという場合には、実際の漁獲の状況、例えばCPU Eなりを参考といたしまして資源の状況を定性的に検討し、またさらに外国水域の資源の情報なども参考にしながら、どの程度追加配分すべきかということを検討してまいりたいと思っております。

この場合につきましても、TACの期中改定は年に1回を原則としまして、漁期年の最終月には改定を行わないということを基本としたいと思っております。

改定の手続につきましては、従来どおり、パブリックコメントを行った上で、審議会の御意見を踏まえまして、TACの決定を行っていきたいと思っております。

それから、「別紙」のほうで各魚種ごとの資源再評価の対応について詳細版をつけております。近年TACの期中改定につきましては、ここに書いてございますように、すけとうだら、いわし、さば、ずわいがにについてやった経緯がございます。このほかのさんま、あじ、するめいかについてはやっておりません。

次のページをごらんいただきたいと思います。

具体的な対応でございますけれども、まいわし、さばにつきましては、資源の変動が非常に大きいということ、また発生量の予測が難しいということから、資源の変動に応じて、適切なタイミングで再評価を行うための態勢を確保するということから、先ほど申しましたようなルーチン、つまり9月ごろに出される資源の再評価、資源評価を踏まえまして、

また臨時再評価を踏まえまして、この見直しを行っていきたいと考えております。

さらなる詳細版、各魚種ごとのやり方につきましては、今回も1つの例をつけておりますけれども、水産庁内であつめてまいりたいと考えております。

それから、すけとうだらにつきましては、浮き魚ほど資源変動は大きくはないわけですが、資源評価と実際の資源状況との乖離が見られるということがございますものから、9月ごろの資源評価を踏まえて見直すということを考えております。また、太平洋系群につきましては、海流の状況などによって資源状況、来遊状況は変化するということがございますものから、別途の考え方、いろいろ方法につきまして整理をした上で公表したいと考えております。

それから、ずわいがにでございますけれども、これも浮き魚ほどの資源変動は大きくはないわけですが、これも実際の資源状況と評価とが違ふ場合がございます。また、主漁期が11月ごろから始まるわけでございますので、9月ごろの資源評価を踏まえまして、必要がある場合には見直しを行いたいということでございます。

さんま、あじ、するめいかにつきましても必要があれば漁獲可能量の再評価、見直しを行ってまいりたいと考えております。

いずれの資源につきましても、次の「参考」でつけておりますけれども、具体的実施方法を定めまして、これも公表したいと考えておりますけれども、この実施方法に従いまして、漁獲可能量の再評価を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

前回の資源管理分科会で御議論いただいたものと基本的な考え方は同じでございます。今回は別紙についておりますように、魚種別にさらに細かく検討した結果を示していただいております。さらに、具体的にどうするかという詳細版につきましては今後検討していくということですが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 福井県立大学の東村でございます。

このTACの見直しと申しますか、ケース2に関しましては、追加配分ということが明記されておりますけれども、ケース1とケース3につきましては、改定があるということのみ示されているわけですが、実際にTACを下げるというようなことも想定の中にはあるのでしょうか。実際にそれを行うのはいろいろと難しいことが実態としてあるとは思

ますけれども、余りにも資源評価が変わってしまった場合に、そういうこともできるという枠組みとしてはあるのかということを伺いたと思います。

○木島資源管理推進室長 委員御指摘の点でございますけれども、資源の状況が激変していて、極めて悪化している場合に、漁獲可能量の削減ということも理論的にはあり得るのだと思います。ただし、実際、地域によって漁期が違う、また漁業種類ごと、都道府県ごとに配分もして、それぞれ管理されているわけでございますので、現実的に漁獲可能量を削減した場合には極めて大きな漁業経営上の影響が出てくるだろうと。こういうことを考え合わせますと、理論的にはあり得るとしても、現実的には問題があるかと思っております。そのような場合には次年度から下げていくというのがやはり適切ではないかと私どもとしては思っております。

○東村委員 わかりました。ありがとうございます。

○櫻本分科会長 そうしますと、制度としては下げる可能性も入っているということですね。

○木島資源管理推進室長 制度としてはあり得るということです。

○櫻本分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

実質的には今までこういうことをやっていたわけですがけれども、それをきちっとルール化して、透明性を高めて、より厳格なTACの運用をしようという意図でこういうのをつくっているわけですがけれども、何か御意見ございますでしょうか。

特段なければ……。

お願いします。

○八木田特別委員 八木田です。

ケース1、ケース2、ケース3と3つのパターンで今組まれているのですけれども、それ以外のケースというか、例えばケース2に該当して、突発的な地域的な部分で資源的に大丈夫なような状況になっている。しかしながら、全体的なABCを見たときには資源状況は悪いのだといったときにとれなくなってしまうんですか。地域的な部分に対する資源配分は追加配分できなくなりますよね、これを見ていると。その辺、どうなりますか。言っている意味、わかるかな。トータル的なTACの資源評価の中では資源が悪い魚種があったとしますね。トータル的に。地域的にはその部分で、今回のさばやああいうような状況の中で、魚がたくさん来ている。とりたい。漁業者もそう思っている。しかしながら、トータルで見たときには、資源評価が悪いから、その地域の部分に対する追加配分という

のは出されなくなるんですか。

○木島資源管理推進室長 資源は非常に悪いのだけれども、特定の県ではたくさんとれる場合が当然ございます。このような場合には、その県の状況、来遊の状況なりを見て、追加配分は当然していかなければならないと思います。

もう1つありますのは、仮にそういう県がたくさんある。例えば10県も20県も非常にたくさんとれているという場合には、これは資源状況が変わったのだろうというふうに判断せざるを得ないわけでございます。そのような場合にはケース1に当てはめて、資源の見直しをして、実際に漁獲の状況が極めて良好で、資源はよくなったというふうに判断すべき場合については、全体の漁獲可能量をふやしていくということになると思います。

○八木田特別委員 いずれにしてもケース1、ケース2、ケース3だけががちがちに固めてしまうのではなくて、弾力的に考え合わせるような方向でお願いしたいなという意見でございます。

○木島資源管理推進室長 実際にこれ以外の場合についてもあると思います。これは例えばABCとTACとの間が非常に乖離というか、余裕があつて、ただ、需要なりが大きく変わった場合ですとか、市況が大きく変わった場合、このような場合に漁獲可能量をふやすべきだということも当然あるかと思ひますし、いろんな場合を踏まえまして、これだけでしかやらないということだけでなく、そこは関係の漁業者なり、いろいろな御意見を踏まえまして、私どもとしては機動的に対応してまいりたいと考えております。

○櫻本分科会長 須能委員、お願いします。

○須能委員 須能です。

期中改定の中に社会経済的な要因という形のものが言葉としてあれば、というのは、例えばさんまについてABC十分あると。TACを決めていると。一方、ほかの魚がとれない。そういうときに加工業者から、要するに供給をふやしてくれというようなものが社会経済的には生じると思ひます。そういう場合の要因も排除できないし、そういうようなことも踏まえて、これは原則論ですからいいのですけれども、そういうことも想定の中に入れておいていただければ、あらゆる問題が処理できるのではないかと思ひます。

○木島資源管理推進室長 先ほど説明をはしょって申しわけなかったわけですが、資料4をごらんいただきたいと思ひます。Iの目的のところの括弧書きで、ちょっと字が小さくてあれなのですけれど、注でございます。「本ルールでは、資源状況に対応した期中改定について定めるものであり、これ以外にも社会経済的要因等によって期中改定を行

うことがある」ということを明記してございます。すなわち、今、須能委員からございましたように、また先ほど八木田委員からもございましたけれども、いろいろな要因に応じて必要があればやってまいりたいというふうに考えております。

○櫻本分科会長 ほかにございますでしょうか。

米田委員、お願いします。

○米田特別委員 資料4の今の社会的要因の部分ですが、この中には漁業実態という文面も含めてよろしいのですか。

○木島資源管理推進室長 漁業実態というのは、具体的に……。

○米田特別委員 具体的に言いますと、私のところの海区ですが、府県をまたいで漁をしていますけれども、ずわいがにについては昨年京都府の要請で、みずがにを350メートルより浅いところでは全面禁止とか、1年間だけそういうルールをつくってやっているのです、そういう漁業実態の調査を3年に1回なら3年に1回でいいのですが、やってほしいということです。

○木島資源管理推進室長 ここは御相談だと思います。すなわち、漁獲可能量と特に漁業調整問題のこと、また個別的な資源管理の取り決め、ここを漁獲可能量と完全にパッケージでやるということが本当に望ましいのかどうか。そこは議論があるところかと思っております。ですから、状況、状況に応じて、どのようなことが望ましいのか考えていきたいと思っております。

○米田特別委員 わかりました。

○櫻本分科会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、きょうの審議はこの辺で終わりたいと思います。

(報告事項)

①まいわしの都道府県「若干」配分の管理について

○櫻本分科会長 それでは、次に報告事項に入りたいと思います。

まず最初に、「まいわしの都道府県「若干」配分の管理について」、報告をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 それでは、資料5をごらんいただきたいと思っております。

実はまいわしにつきましては、資源変動によりまして、非常に資源状況が低位で推移し

ているわけでございますけれども、このようなことから都道府県への配分につきましては、今「若干」ということで、すべて具体的な数字はなく、配分を行っております。

ところが、平成19年に、太平洋海域を中心として、まいわしの発生量が比較的多かったということから、中型まき網、小型まき網などによりまして採捕量が増加して、結果として漁獲可能量を超えたということが発生したわけでございます。このようなことから、特に主要な12県を呼びまして、今後どのような管理が可能であるのか、検討を行ったわけでございます。

2番が検討の結果でございますけれども、実際どのようなことが起きてきたのかということでございます。

まず1番目といたしましては、過去3カ年の変動倍率、つまり最もたくさんとれた年と少なかった年との倍でございますが、平均でも30倍の開きがあった。最大では450倍ぐらいの開きがあって、資源が低位な状況にあるものですから、極めて大きなばらつきがあるということでございます。

それから、2つ目に、漁獲の状況でございますけれども、もともとたくさんとれるわけではございませんので、まいわしを専獲する漁獲の状況はほとんどございませでした。基本的にはあじなり、かたくちいわしなりとの混獲で漁獲が行われているということでございます。

それから、3つ目に、まいわしがとれるかとれないかを予測することが非常に難しいという実態もございました。

さらに、各県の地先海面は基本的に狭隘、非常に狭いわけでございますので、ほかの漁業で行われているように、まいわしがとれたから漁場を移動するといっても、ここはなかなか難しいという状況があるということも各県から強い意見が出されたわけでございます。

このようなことを考え合わせますと、今の資源水準を踏まえた場合に、すべての都道府県に対して数量配分を行うということは非常に難しかろう。現実に400倍も開きがあるということを考え合わせますと、管理ができる状況にはないだろうということがございます。

ただ、基本的に「若干」と申しますのは、前年程度の漁獲実績に抑えましょうということと、あとは漁獲努力量は従来からふやさないというのが基本的な取り決めでございますので、今後は都道府県の採捕数量が大きく超える、つまり平成19年のようなことが余り起きないように、1つには、まいわしの採捕が多い、具体的にはまき網漁業につきましては、採捕量のちゃんとした把握をしっかりとる。特に盛漁期につきましては、混獲の割合もし

っかり把握していくというのが1点でございます。

2点目に、採捕量が前年実績程度を上回るといった場合には、まいわしの目的採捕は自粛していただくということでございます。

このような指導を都道府県にすることによりまして、できるだけ漁獲可能量の枠の中にしっかりとおさまるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

非常に管理がしにくいところでTACをオーバーしてしまったということなのですが、それに対してどうすればいいかという検討、対応の考え方というのを御説明いただきましたが、何か御意見ございますでしょうか。

②第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 特になければ次に移りたいと思います。

○木島資源管理推進室長 それでは、次に資料6をごらんいただきたいと思います。

第1種特定海洋生物資源の採捕の実績でございます。

ことしの3月末までの採捕数量でございますけれども、さんまにつきましてはこれからの漁期でございますので、当然少ないわけです。

すけとうだらに関しましては、TACの漁期が3月末まででございますので、その最終的な数字に関しましては、ここに書いてございますように、全体の87%が消化されたということでございます。

それから、あじ、いわしもこれからでございますけれども、さばは6月末までで、まだ若干残っておりますけれども、このような状況になっているということでございます。

するめいかも今のところ非常に少ない状況でございます。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

市山委員、お願いします。

○市山特別委員 市山です。

資料の2ページにTACの現在とられている報告、すけどうだらなんですけれども、日本海北部系群のほうで、大臣管理量が1万1000トンであったんですね。3月の時点で1万832トンで、98%という形になっていて、2月に聞いたときもほぼ同じ数字なんだけれども、これから同じ海域で操業する船が衣がえをして、魚種をかえてですよ。衣がえしたというのは表現が悪いのだけれども、魚種をかえて操業しているときに、混獲されたとしたら自主申告か何かするんですか。それともカウントとしてきちっと入ってくるものなのですか。

○木島資源管理推進室長 混獲におきましてもすべてカウント対象になります。

○市山特別委員 それは自主申告ですか。それともだれか監督か、監視か何かしているものなのですか。

○木島資源管理推進室長 漁獲可能量の報告につきましては、法律に基づいてやっているわけでございますし、実際に市場なりを通じて、各船から全部入ってくるという状況にございます。

○市山特別委員 なぜ今私がこういうことを指摘するかというと、幸いにして北海道の中でも三大の大きい海域がありまして、オホーツクの場合は幸いにしてまたがる資源がかなりあるということで、21年、TAC、ふえています。根室海峡もふえています。太平洋も何とか横ばいで、漁業者もこれを1つの参考資料にしなごら何とか安定して操業できるのではないかと。

ただ、これは学者も発表しているのだけれども、日本海北部系群については、産卵している場所と漁獲している場所が全然違うんですね。索餌回遊しているんですよ。危機的資源の状況だというのは水産庁でも発表しているのだけれども、今5月ですから、あと2カ月经過した中で、3月で98%で、まだ操業しているのだけれども、あとの2%、まだ達していないのかなと思ったりして、オーバーしているのかなと思ったりしているのですけれども、その辺は私はオーバーするぐらい量があつて結構だと思ふだけだけれども、オーバーしているというような報告はないんですか。

○木島資源管理推進室長 これは3月末までの数字でございますので、漁期自体が4-3というか、漁獲可能量の対象年は4月に始まって、翌年3月31日までですから、あと、実際かなりタイトになってくる。すなわち漁獲可能量配分数量に近づいた段階で、北海道の沖合底びき網漁業者は、例えば船をとめるなり、採捕の自粛に努めたということをお聞きしております。

○市山特別委員 言いかえれば、4月に入るから、新しい年度になりますから、8000トンのTAC枠で当然可能だということになるのですけれども、実はその他で、もう3年もたちますから、恐らく余り長くいる時間がないと思うんで、この資源管理の分科会は、魚をとる、とらないだけの話だけなのか。例えば日本海系群のように、生まれるところと、とるところが全く違うので、生まれていく産卵地を持っているところは資源管理にかなりシビアにやっているものなんですよ。けれども、索餌回遊していくときに、2006年生まれといえましょう小学生か中学生ぐらいの魚ですね。これがTACはトン数で決まりますから。ですから、あの人工ふ化するさけでさえも、百何十年たってようやく6%ぐらいの帰帰率になったのに、自然産卵だとすれば、私はかなり低い確率で成長していると思うんですよ。そのせっきゃく生まれた子供を、3年生か中学生になったころにとるということを大変魚も厳しい状態だなどと思いながら、将来性を大変心配しているのだけれども、そこで私が言いたいのは、この資源管理の分科会で魚をとる、とらないでなくて、ふやすという話か提言がないものかなと。

例えばですよ、北海道には沖底と沿岸との禁止ラインがあるわけですね。そのラインに今水産基本法に出ている幼稚仔保育場とか、あるいは保護礁とかというので、山陰沖では大々的なスケールでやって、これにかなり効果があるということ、北海道のほうにも少しそういう話題提起といいますか、そういうものを水産庁として、特に大臣管理量が多いですから。知事管理量だけだったら、私、この場で話にならないのだけれども、大臣管理量が多いものですから、水産庁としてそういう考え方はどのように思っているものかなと、いうことをぜひひとつ、どなたでもいいですから、担当の方に聞きたいと思っています。

○木島資源管理推進室長 今、市山委員からお話ございましたけれども、委員おっしゃるように、すけどうたら日本海系群については、非常に資源状況が悪い。1つには産卵期における海水温が高くて、再生産がなかなかうまくいっていないという状況もあるようでございます。このような中で、この資源をどうやってふやしていくのかということにつきましては、市山委員も出席されておりますけれども、漁業者協議会を踏まえた資源回復計画が今行われているわけでございます。実際に檜山漁協なり、沖合底びき網漁業者さんとの間でいろいろな取り決めが行われていて、そういうふうな取り決めの中で、産卵親魚の保護ですとか、あとはとり控えをするという取り組みも積極的に行われているわけでございます。

また、魚礁の設置についても以前から漁業者協議会の場合などにおいて市山委員からもお

話があったことを私どもとしても記憶しているところでございます。

いずれにいたしましても、この資源についてどのようにふやしていくのか、どのように保護を図っていくのかということについて、一義的には回復計画の中で議論していきたいと思っております。

○市山特別委員 少しでも前向きに、これは漁業ですから、とって幾らの仕事ですから、とらないで生活せいななんていう話にならないですから、とらせながら、資源を保護していくというのは大変だと思うんですよ。けども、それを我慢することをしていかないと、もうこの資源はゼロにしてしまう可能性だってないわけではないですから。ぜひひとつ、特に北海道の中でも日本海北部系群だけなんですよね。だから、3年生、4年生、中学生の成長盛りの子供を殺してしまったら、大人を殺し、3倍殺すことになるんですよ、同じTACをクリアするとしたら。98%ですよ。いまだって同じことをやって、自主申告していると思うんだけど、大体今ほっけ主体ですよ。300トン、500トンとっているのだけでも、毎日ね。そのほっけの子といたら、一番多いのは160グラムぐらいのほっけが70%ですよ、とっているのは。だとしたら、それに入る魚といたら、すけそうだって大人でなく子供が入る。特に2006年魚が生まれた卓越年級が日本海北部系群をなくしてしまったら、日本海のすけそうはだめになるよということは学者が申していますから、私たちよりも。ぜひひとつ官民挙げて何とか維持をしていきたいと思う気持ちがついハッスルしてしまうんだけど、よろしくひとつお願いします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

③漁船漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について

○櫻本分科会長 ないようでしたら、最後になりますけれども、「漁船漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」、御報告をお願いいたします。

○長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の長谷でございます。

資料7をごらんください。

漁船漁業構造改革総合対策事業につきましては、平成19年度から予算化されましたけれども、このうち、第1号の八戸地域の大中型まき網のプロジェクトにつきましては、20年4月から実証事業が開始されまして、1年が経過しましたので、簡単に御報告させていた

できます。

1枚目をごらんになっていただきますと、これはいわゆるミニ船団化でありまして、4隻から6隻の従来の船団を2隻にスリム化しまして、乗組員とコストを大幅に削減して、採算性の向上をねらったものでございます。

また、漁獲努力量を削減しつつも、安定的な経営を図るとともに、大型化によりまして、船舶の安全性向上、居住環境の改善、船員室の個室化なども盛り込まれております。

1年間の漁獲結果を従来船団と比較したのが下の表になるのですが、従来船団と比べまして約6割の漁獲実績となっております。このうち、かつお・まぐろ類につきましては、結果としてほぼ従来船団並みであるのに対しまして、あじ・さば・いわし等につきましては大幅に漁獲量が低下しております。

本事業につきましては、先行するミニ船団化の試験操業とともに、太平洋のまさば太平洋系群の資源回復計画の中にも位置づけておりまして、太平洋広域漁業調整委員会にも逐次報告しておりますけれども、沿岸漁業関係者からも漁業調整上の問題は指摘されておられません。

今後さらに2漁期にわたりまして実証事業を継続する予定ですが、このような結果を踏まえまして、制度化について検討していきたいと考えております。

2枚目ですけれども、これは現在各地でその後進んでおります各プロジェクトを地図に落としたものであります。本事業につきましては、既に27地域における取り組みを支援しておりまして、このうち7地域において改革型漁船による実証事業を開始しているところでございます。

今後とも事業の進捗に合わせまして、特にこのミニ船団化のように制度の見直しにつながるものを中心にして御報告していきたいと思っております。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上で本日予定しておりました審議事項はすべて終了いたしました。

(そ の 他)

○櫻本分科会長 何か特段御発言があればお伺いしたいと思います。

森川委員、お願いします。

○森川委員 福井県の森川です。

せっかく田舎から出てきたものですから、ちょっとお話をさせていただきたいと思いきまして、マイクをとらせていただきました。

今、私のほうではコミュニティービジネスとしまして、久々子湖のほとりで、小さな町の取り組みなのですが、町の活性化のために、また魚食普及が少しでもできたらと思って始めて1年がたちました。やはり資源の大切を痛切に感じております。これから先、50年、100年後はどうなっているのかなと思うんです。湖でとれるシジミほか、本当に漁獲量は少ないです。内水面のことで、この場で言うのは違うのかもしれませんが、もう少しシジミなどもとれますと、コミュニティーの場として体験漁業や魚食の普及をやっているならば、もっと漁業に関心を持ってもらえるのではないかと思います。

私は子供のころから海や湖が大好きなんです。この場を拠点としまして、これからも活動していきたいと思っております。日本の漁業がますます発展してくれることを願っております。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

特段なければ、本日の審議はすべて終了いたしましたので、事務局から御連絡をお願いいたします。

○木實谷管理課長 当資源管理分科会につきましては、7月12日で現在の水産政策審議会の委員の皆様がまいります。

このため、今回は新たな委員の皆様で「分科会長の選任について」等を議題といたしまして、7月下旬から8月上旬ごろに開催させていただきたいと考えております。

現在の委員の皆様におかれましては、2年間、活発に御審議をいただきましたことに厚く感謝申し上げます。この場をおかりして御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

3 閉 会

○櫻本分科会長 それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終了させていただきます。

きます。

どうも2年間ありがとうございました。